

【通学バス利用申込書ご提出後の流れ】

■ご利用の流れ

- ・弊社にて利用申込書の受領後、通学バス料金のご請求書、お支払い方法の書類をメールにて送付させていただきます。
- ・バス番号、出発時刻は、初乗車日の1～2日前に弊社のホームページよりご確認ください。
- ・通学バスのご利用前に、必ず弊社ホームページより「通学バスのご利用ルールとマナー」のご確認をお願いいたします。

■バスパスとアパート代表者様の連絡先について

【バンコク校】

- ・バスパスは、初乗車日の登校時にモニターより児童生徒様にお渡しさせていただきます。
- ・始業式の前に学校にて入学・編入学の受付をされたお客様には、その場にてアパート代表者様の連絡先をお渡しさせていただきます。もし、受付日に学校へお越しいただけない場合には、初乗車日の登校時にモニターより児童生徒様にお渡しさせていただきます。

用紙を受領後、保護者様よりアパート代表者様へ直接お電話にてご連絡いただくか、当該用紙のご提出にてご連絡先の交換をお願いいたします。

【シラチャ校】

- ・初乗車日の登校時にバスパスとアパート代表者様の連絡先をモニターより児童生徒様にお渡しさせていただきます。

用紙を受領後、保護者様よりアパート代表者様へ直接お電話にてご連絡いただくか、当該用紙のご提出にてご連絡先の交換をお願いいたします。

【住所変更に関して】

- ①弊社 HP より住所変更申請書のフォームをダウンロードいただけます。
- ②必要事項をご記入いただき、ご署名後、japanesecustomer@montri.co.thまでメールにてご送付をお願いいたします。（※お部屋番号のみ変更の場合は、申請書のご提出は不要となりますが、新しいお部屋番号を japanesecustomer@montri.co.th までご連絡をお願いいたします。）

【バスを解約する場合】

- ・通学バスのご利用期間は、利用申込書のご提出日から「契約終了申込書」のご提出日までとなりますので、必ず最終乗車日の3週間前までに、japanesecustomer@montri.co.thまでご連絡をお願いいたします。

【超過ガソリン代の請求について】

- ・育友会様並びに PTA 様とのご契約により、年度当初に設定した燃料費(ガス代)が基準額より上回った場合、超過ガソリン代として差額分を翌学期に請求させていただきます。
- ・本帰国などにより契約終了となった場合、上記差額分は別途請求させていただきます。
- ・3学期に小学部6年生と中学部3年生の生徒様がいらっしゃるご家庭に対して、ご契約の終了に関わらず超過ガソリン代は3学期のバス代にて請求させていただきます。

ご返金について

（１）病気の場合

① 条件

- ・病気（自宅療養または入院）により、登校日を連続４日以上（土曜の登校日を挟んでも可）バスに乗車しない場合。ご返金の対象期間は、診断書に記載のある療養期間の日付分となります。

②提出期限

- ・必ず学期内にご申請をお願いいたします。当該学期を過ぎてのご返金手続きはいたしかねます。

③返金手続き

- ・「契約終了申込書および返金依頼書」に医師の診断書（コピー可）を添付し日本語窓口までご連絡をお願いいたします。

④返金方法

- ・翌学期のバス料金と相殺（※当該学期で契約終了となる場合、銀行振込にてご返金させていただきます。「契約終了申込書及び返金依頼書」を弊社にご提出いただく際に、ご契約者様の通帳コピー（口座番号・名義人名などが記載のページ）も併せて添付をお願い致します。

< 育友会様並びに PTA 様との契約書面の 2) 返金の項目の 2.1 に記載 >

2.1：児童生徒様がご病気になった場合、ご乗車されなかった全期間に対して、100%返金いたします。

なお、返金の対象は、4 日以上連続して登校日を病欠した場合となります。

（備考 1：インフルエンザ等の流行性の感染症による学級閉鎖の場合は、適用外となります。）

（備考 2：ただし、個人での感染による病欠の場合には、上記条件を満たしていれば適用可能となります。）

（２）一時的に海外に出る場合

①条件

- ・やむを得ず 4 日以上（土曜の登校日を挟んでも可）海外に出る場合。
（※親族の急病・急死、受験、日本での健康診断など）※帰国理由によっては、返金不可の場合もあります。

②提出期限

- ・必ず学期内にご申請をお願いいたします。当該学期を過ぎてのご返金手続きはいたしかねます。

③返金手続き

- ・「契約終了申込書および返金依頼書」に航空券または搭乗券（コピー可）を添付し日本語窓口までご連絡をお願いいたします。

④返金方法（※返金金額は 20%）

- ・翌学期のバス料金と相殺（※当該学期で契約終了となる場合、銀行振込にてご返金させていただきます。「契約終了申込書及び返金依頼書」を弊社にご提出いただく際に、ご契約者様の通帳コピー（口座番号・名義人名などが記載のページ）も併せて添付をお願い致します。

< 育友会様並びに PTA 様との契約書面の 2) 返金の項目の 2.2 に記載 >

2.2：児童生徒様がやむを得ず海外へ出る場合。（例えば、日本での入学試験や日本での健康診断など）

ご乗車されなかった期間に対して通常料金の 20%をご返金いたします。

なお、ご返金の対象は、4 日以上連続して学校を欠席した場合となります。

（３）退学（本帰国など）により契約を終了する場合

①条件

- ・契約終了日に残り利用日数が４日以上ある場合。

②提出期限

- ・契約終了日の３週間前までに日本語窓口までご提出をお願いいたします。
(※契約終了に伴うご返金手続きの対象期間は、弊社が返金依頼書を受領した日付からとなります。)

③返金手続き

- ・「契約終了申込書及び返金依頼書」をメールにてご提出ください。

④返金方法

- ・銀行振込にてご返金させていただきます。「契約終了申込書及び返金依頼書」を弊社にご提出いただく際、ご契約者様の通帳コピー（口座番号・名義人名などが記載のページ）も併せて添付をお願い致します。

<育友会様並びに PTA 様との契約書面の 2)返金の項目の 2.3 に記載>

- 2.3：日本人学校を退学する場合で、乗車しない期間が４日以上残っている場合、ご乗車されない期間に対して、100%返金いたします。
(備考１：インフルエンザ等の流行性の感染症による学級閉鎖の場合は、適用外となります。)
なお、この場合、最終乗車日の３週間前までにご申請をいただく必要がございます。

（４）その他

- ・学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合は返金対象外となります。
- ・洪水やその他、学校及び弊社の双方に責任の及ばない事態が発生した場合、通常料金の 50%をご返金いたします。しかしながら、その事態が１週間を超えて継続する場合、８日目以降に関しては、ご返金の対象外となります。

<育友会様並びに PTA 様との契約書面の 2)返金の項目の 2.4 に記載>

- 2.4：洪水やその他、学校及び弊社の双方に責任の及ばない事態が発生した場合、通常料金の 50%を返金いたします。しかしながら、その事態が１週間を超えて継続する場合、８日目以降に関しては、ご返金の対象外となります。
- また、もし学校が上記の洪水やその他不測の事態で臨時休校となった登校日を、別の日に振り替えた場合、弊社はその振替日に対して別途追加で通常料金を請求することができます。
- (※バス料金については、4/1 から翌年の 3/31 までの１年間有効となります。)

※全てのケースでの返金方法について※

- ・通学バスを継続してご利用いただく場合、ご返金は基本、翌学期のバス代と相殺させていただきます。
- ・当該学期でご契約が終了する場合（※本帰国の場合等）は、銀行振込にてご返金させていただきます。

※ご返金に関して、小切手等での対応となる場合もございます。その際には、弊社より別途ご連絡させていただきます。